

入 札 心 得 書

茨城県職業能力開発協会

会長 長谷川 修平

(目的)

第1条 茨城県職業能力協会（以下「協会」という。）が行う一般競争の取扱については、茨城県職業能力開発協会会計規程（昭和54年4月2日施行）等に定めるもののほか、この心得書に定めるところによる。

(一般競争参加の申し出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であることを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、会長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、現金又は国債若しくは契約担当役が確実と認める公社債をもって、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、協会に帰属するものとする。

3 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付を免除された場合は契約締結後）、その他の入札参加者で入札保証金を納付したものについては、入札終了後返還するものとする。

4 入札保証金については、その受入期間につき利息は付さないものとする。

5 落札者の入札保証金は、その請求により契約保証金の全部又は一部に振り替えることができる。

6 入札保証金が納付されていない場合、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5を違約金として徴収する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、契約書案を熟読、熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、入札説明書に定める様式により作成し、封筒に入れ封印のうえ、必要書類を添えて、公告、公示又は通知書等に示した時刻までに指定された場所に提出しなければならない。その際、当該封筒の表には入札者の氏名、入札件名及び入札日時を記載しなければならない。

3 入札書は、郵送をもって提出することができる。この場合においては、第2項により作成した封印された入札書を必要書類と一緒に別封筒に入れ、その表に指定の文言等を記載し、提出しなければならない。

4 前項の入札書は、公告又は公示に示される時刻までに到着しないものは無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札書に代理人の氏名を併せて記入捺印し、入札説明書に定める委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 8 入札参加者は、いったん提出した入札書は、これを引き替え、変更又は取り消すことはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 金額、入札件名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

また、総合評価落札方式による場合にあつては、協会が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序

を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。

2 再度の入札を行う場合には、当該入札事項につき無効の入札を行った者はこれに参加することができない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をしたものが二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第11条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の現金又は国債を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 契約保証金は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、協会に帰属するものとする。

3 契約保証金は、契約の履行が完了したときには、契約の相手方に返還するものとする。

4 契約保証金については、その受入期間につき利息は付さないものとする。

（契約書の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付された契約書案により作成し、遅滞なく契約担当役に提出しなければならない。ただし、契約担当役の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときはこの限りではない。

（異議の申立）

第13条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、契約書案について不明を理由として異議を申し立てることはできない。